

令和 7 年度

一般廃棄物処理計画書

天草広域連合

令和 7 年度 天草広域連合一般廃棄物処理計画書

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条及び同法施行規則第 1 条の 3 の規定に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、天草広域連合（以下「連合」という。）における一般廃棄物処理実施計画を定める。

2 実施計画の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 ケ年間。

3 処理計画の対象区域

項目 市町名	面 積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)
天 草 市	683. 25	26, 969	52, 164
苓 北 町	67. 09	2, 988	6, 133
上 天 草 市	126. 94	10, 442	23, 392
合 計	877. 28	40, 399	81, 689

※但し、天草市管内面積の中には、天草広域連合処理区域外が含まれる。

4 所管の処理施設

処理施設名	所在地	処理種別
本渡地区清掃センター	天草市楠浦町 4751 番地	可燃ごみ、不燃ごみ
松島地区清掃センター	上天草市松島町教良木 236 番地	
リサイクルセンター	天草市楠浦町 4751 番地	資源物
ストックヤード	上天草市松島町教良木 236 番地	

5 一般廃棄物の処理計画

一般廃棄物処理のごみ処理（し尿処理を除く。）に係る事務は、収集運搬を各構成市町で中間処理及び最終処分を連合で行う。

区 分	収 集 運 搬				中間処理	最終処分
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	事業系ごみ		
連 合					連合直営	民間委託
天 草 市	直営・委託	直営・委託	直営・委託	許可		
苓 北 町	委託	委託	委託	許可		
上天草市	委託	委託	委託	許可		

直営：市・町直営

委託：市・町委託

許可：市・町許可

民間委託：令和5年度から民間（株式会社松岡環境開発）に最終処分委託。

6 処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ごみの排出抑制を図るため各構成市町において、分別・水切りの徹底及び資源化の推進を行う。

資源物の処理方法及び計画量は、次のとおりとする。なお、合計には家庭用廃食油の数量は含まないものとする。

単位：t

施設名	処理対象物	計画量	処理方法
本渡地区清掃センター リサイクルセンター	不燃ごみ（スチール・アルミ）	134.00	破碎処理後、圧縮し保管
	未処理	131.00	貯留保管
	新聞・雑誌・段ボール・紙パック類	941.00	古紙類等貯留保管
	古布	118.00	
	ペットボトル	217.00	ペットボトル・その他プラスチック・ 発泡スチロールは、松島地区分も併せ て処理し、貯留保管
	その他プラスチック	335.00	
	発泡スチロール	13.00	
	資源物（スチール・アルミ）	83.00	プレス後、貯留保管
	生活金物類（鍋・釜・やかん等）	18.00	保管容器に貯留保管
	小型家電製品類	5.00	ペットボトル保管施設に貯留保管
	蛍光管	3.00	容器に貯留保管
	乾電池	15.00	フレコンバッグにて保管
	家庭用廃食油（ℓ）	16,200	専用容器に貯留保管
	生きビン	18.00	手選別により各種類に選別後 貯留保管
	カレット（白・茶・その他）	242.00	
松島地区清掃センター ストックヤード	不燃ごみ（スチール・アルミ）	47.00	破碎処理後、圧縮し保管
	未処理	85.00	貯留保管
	新聞・雑誌・段ボール・紙パック類	294.00	古紙類等貯留保管
	古布	53.00	
	資源物（スチール・アルミ）	28.00	プレス後、貯留保管
	生活金物類（鍋・釜・やかん等）	15.00	保管容器に貯留保管
	小型家電製品類	5.00	プラットホームに貯留保管
	蛍光管	3.00	容器に貯留保管
	乾電池	10.00	フレコンバッグにて保管
	家庭用廃食油（ℓ）	5,600	専用容器に貯留保管
	生きビン	0	手選別により各種類に選別後貯留保管
	カレット（白・茶・その他）	101.00	
合計		2,914.00	※廃食油を除く

(2) 収集・運搬計画

① 収集・運搬体制

家庭から排出される一般廃棄物（家庭ごみ）は、各構成市町の一般廃棄物処理実施計画の収集・運搬体制による。また、事業所から排出される一般廃棄物（事業ごみ）は自ら適正な処理を行うか、各構成市町において許可された収集運搬業者により、本渡・松島地区清掃センターへ直接搬入する。

② 収集運搬するごみの種類と方法

ごみの種類は、可燃ごみ（紙屑・厨芥類、家具類等）、不燃ごみ（ビニール・プラスチック類、自転車等）、資源物（古紙・古布類・金属（空き缶類）・容器包装プラスチック類・発泡スチロール）の3種類に分けて実施する。

収集運搬計画は次のとおりとする。

ごみの種類	計画収集人口（人）	自家処理人口（人）	計画収集量（t）				直接搬入量	自家処理量
			直営	委託	許可	合計		
可燃ごみ	81,689	0	0.00	9,289.61	6,659.82	15,949.43	2,492.84	0.00
不燃ごみ	81,689	0	0.00	1,095.45	600.86	1,696.31	1,051.68	0.00
資源物	81,689	0	0.00	2,017.06	101.21	2,118.27	304.11	0.00
合計	81,689	0	0.00	12,402.12	7,361.89	19,764.01	3,848.63	0.00

(3) 中間処理実績

① ごみの内訳量

中間処理施設に搬入されたごみの内訳量は次のとおりとする。

計画収集量			直接搬入量	合計
直営	委託	許可		
0.00	12,402.12	7,361.89	3,848.63	23,612.64

② 処分方法

ごみの種類	処分方法	中間処理(t)	処理区分
可燃ごみ	本渡・松島地区清掃センターで焼却処理	21,103.00	焼却処理
	可燃性粗大ごみは粗破砕機で破砕処理し焼却処理		
不燃ごみ	本渡・松島地区清掃センター内粗大ごみ処理施設で破砕処理	2,747.99	破砕処理
資源物	本渡・松島地区清掃センターで金属類は圧縮プレス、古紙類・ビン類・ペットボトル・その他プラスチック等は保管後売却	2,914.00	貯留保管 圧縮保管
合計		26,764.99	

③ 処理施設の概要

・可燃ごみ施設

施設名	形式	処理能力	処理対象	処理量(t)	残渣量(t)
本渡地区清掃センター	流動床方式	93t/16h	可燃ごみ	14, 124. 00	1, 310. 00
松島地区清掃センター	ストーカ方式	34t/8h	可燃ごみ	6, 979. 00	793. 00

・不燃ごみ施設

施設名	形式	処理能力	処理対象	処理量(t)	残渣量(t)
本渡地区清掃センター	回転式 横型破砕機	19t/5h	不燃ごみ	1, 995. 00	370. 00
松島地区清掃センター	回転式 横型破砕機	8t/5h	不燃ごみ	752. 99	336. 00

・資源ごみ施設

施設名	形式	処理能力	処理対象	処理量(t)	残渣量(t)
リサイクルセンター	圧縮梱包 減容固化 貯留保管	圧縮梱包 1. 55/h 減容固化 0. 2t/h 貯留保管 10t	資源物	2, 273. 00	0. 00
ストックヤード	貯留保管	10t	資源物	641. 00	0. 00

※松島地区清掃センターのペットボトル・その他プラスチック・発泡スチロールの処理量は、本渡地区清掃センターに計上。

7 最終処分

(1) 処分方法

中間処理後の焼却灰は、平成 25 年度に新白洲一般廃棄物最終処分場（天草市栖本町）地内埋立
が終了したため民間の株式会社松岡環境開発に処分委託する。

(2) 概要

令和 7 年 4 月 1 日現在

埋立処分先	所在地	埋立面積 (㎡)	全体容量 (m³)
松岡環境開発最終処分場	大分県大分市大字松岡字長尾 925 番 1 外 29 筆	49, 094	1, 413, 280

8 住民に対する広報啓発活動等

・収集運搬を行う各構成市町により、ごみの出し方・資源回収の啓蒙を実施していただくと同時に、連合においてもごみの冊子等を配布し、水切りの徹底、資源回収、ごみの減量化の呼びかけを実施する。また、各構成市町において環境美化推進委員、婦人会、区長会、学校等へ施設研修もお願いする。

・平成 13 年度から、本渡地区清掃センターにリサイクルセンター、松島地区清掃センターにストックヤードを設置し、資源物をより有効に再利用するため、分別収集を徹底していただくよう啓蒙を依頼する。

・平成 25 年度から新たな資源物の項目として、小型家電類 (20 品目) 生活金物類 (鍋、やかん等) 水銀体温計、乾電池の回収項目を加え、各市町と連携し、更なるごみの資源化を行う。

・令和 4 年度から紙パックの回収品目の拡充を図り、各市町と連携し、ごみの資源化を行う。
(アルミコーティングしている紙パックも回収を開始)

9 連合処理対象物

処理施設名	処理対象物等	禁止物等
可燃ごみ施設	・一般家庭からのごみで焼却できるもの ・残飯類 ・紙類 ・布(綿類) ・木類 ・竹 ・わら類	・爆発性物質 ・動物の死体 ・有害物また悪臭の発生するもの ・土石またがれき類 ・多量に水分を含み焼却に不適なもの ・伝染病等の排泄物が付着したもの ・ビニール(農業用品)
不燃ごみ施設	・軟質類(クッション、マットレス等) ・化学製品(プラスチック製品) ・金属類(鍋類、自転車、ストーブ、扇風機等) ・ガラス類(ビン類) ・家具類(一般家庭家具類)	・レンガ ・土石またがれき類 ・鉄塊 ・長鉄棒 ・長鉄線 ・鉄板 ・爆発性危険物 ・残飯類 ・モーター類 ・コンプレッサー ・自動車部品 ・農機具類 ・農薬類 ・ガスボンベ(プロパン)
資源物施設	・古紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック類) ・古布類 ・空き缶(アルミ缶、スチール缶類) ・カレット(無色、茶色、その他) ・ペットボトル ・発泡スチロール ・その他プラスチック ・小型家電製品類(家電リサイクル法対象家電以外) ・生活金物類 ・蛍光管 ・水銀体温計 ・乾電池 ・廃食油 ・生きビン	